

山口宇部空港国内線の着陸料等の減免措置の延長について

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、過去に例を見ない規模での航空需要の大幅な減少が長期化していることから、山口宇部空港を発着する路線の維持を図るため、現在行っている国内線の着陸料・停留料の減免措置を6ヶ月延長します。

1 減免措置を延長する期間

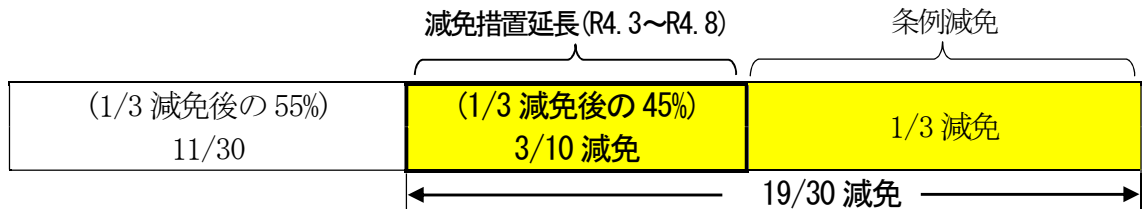
令和4年3月～令和4年8月着陸分（6カ月分）

※現行減免措置は令和2年10月から令和4年2月着陸分まで

2 減免割合

山口県山口宇部空港管理条例で定める着陸料、停留料の額から45%減免

○着陸料



○停留料



○問合せ先

【空港の利用状況に関すること】

山口県交通政策課空港利用促進班

TEL : 083-933-2522 / FAX : 083-933-2527

【着陸料の算定に関すること】

山口県港湾課港政班

TEL : 083-933-3810 / FAX : 083-933-3829